

新市基本計画（富合地域）の一部変更について

1 新市基本計画概要

本市は、平成 20 年（2008 年）10 月に旧富合町、平成 22 年（2010 年）3 月に旧城南町、旧植木町と合併し、それぞれ策定した新市基本計画の計画期間は、合併期日の属する年度及びこれに続く 10 か年度とされた。

その後、平成 28 年熊本地震の影響などにより、計画期間を 15 年間に延長するなど計画の一部変更を行い、「熊本市・富合町新市基本計画（富合地域）」は令和 5 年度（2023 年度）末、「熊本市・城南町新市基本計画（城南地域）」及び「熊本市・植木町新市基本計画（植木地域）」は令和 6 年度（2024 年度）末に計画期間の満了を予定している。

2 計画関連事業進捗状況

	事業費ベース (R 5 年度当初予算時点まで)			事業数ベース (R 5 年度末時点見込み)		
	計画額 (百万円)	執行額 (百万円)	完了率	計画事業数	完了事業数	未完了事業数
富合	15,836	21,784	137.6%	49	42	7
城南	21,136	28,207	133.5%	70	68	2
植木	28,969	33,010	113.9%	58	46	12

3 計画関連未完了事業（富合地域） ※R 5 年度末時点見込み

- 富合宇土南北線道路改良事業
- 清藤 7 号線駅前道路
- 中心市街地土地区画整理事業
- 県事業（単県砂防事業）負担金
- 富合町小学校校舎改築事業
- 富合中学校水泳プール改築事業
- 下水道事業

4 計画変更理由

令和 3 年（2021 年）4 月に合併特例事業推進要綱が改正され、合併推進債の経過措置として、発行可能期間内に実施設計に着手した事業に対して、現行と同様の地方財政措置が講じられることから、未完了事業等について合併推進債を有効に活用するため、R5 年度に計画期間満了を迎える富合地域の新市基本計画を一部変更（事業計画を追記、財政計画の関係箇所変更）するもの。 ※経過措置を適用する事業については現在精査中

5 計画期間満了（富合地域）にあたっての地域への対応（案）

新市基本計画（富合地域）における成果及び未完了事業に関する総括を行い、変更計画についても報告する地域報告会の開催を令和 6 年（2024 年）3 月にアスパル富合（南区富合町清藤 400 番地）にて予定している。

※報告会資料は市ホームページにおいても公開

6 今後のスケジュール（案）

時期	内容
令和 6 年（2024 年）1 月	・計画変更に関する熊本県との協議依頼
令和 6 年（2024 年）2 月	・計画変更に関する熊本県からの協議回答 ・令和 6 年第一回定例会上程
令和 6 年（2024 年）3 月	・新市基本計画（富合地域）の一部変更、地域報告会 ・計画期間満了（富合地域）[R6. 3. 31]

※なお、城南地域・植木地域における新市基本計画については、各計画関連事業の進捗を踏まえて計画変更を検討していく。